

令和3年度

はんどちゃんネットワーク運動サロン活動応援助成金募集要項

～ 新型コロナウイルス禍においても、つなぐ機会を途切れさせない活動を応援します！～

1 助成金の趣旨・目的

茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、住民同士の交流を深め、地域のつながりづくりの場となるサロン（居場所・たまり場）の充実のため、新型コロナウイルス禍においても様々な工夫をしながら活動を続ける団体や、新型コロナウイルス禍だからこそ人とのつながりを大切にしたいという考えのもと、新たにサロン活動を始める団体を支援することを目的に助成を行います。

2 助成対象団体等

(1) 茨城県内においてボランティア、町内会・自治会、当事者組織、地区社協等地域の社会資源（人とのつながりや知識・経験、設備や資金など）を活用しながらサロンに取り組む、茨城県に拠点を有する団体、又は茨城県在住の個人。

(2) 営利を目的とする団体、政治・宗教・選挙活動に関する団体等は除きます。

※ 平成28年度～平成29年度の「はんどちゃんネットワーク運動サロン拡充支援事業助成金」及び平成30年度～令和2年度の「はんどちゃんネットワーク運動サロン拠点整備・活動拡大助成金」の助成団体は対象外とします。

また、令和3年度「茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金」の交付を受けている団体についても、本助成金を申し込むことができませんのでご注意ください。

3 助成金の種類

(1) 「地域交流型サロン（ふれあいサロン）」助成金（基本額助成）

地域のみなさんが集い、自分達の存在を確認しながらつながり、みんなが心豊かに楽しく生活できる、そんな「地域の幸せ」づくりを進めるサロン活動について、新たなプログラムの実施及び事業の拡充に必要な経費や、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のために必要な経費（例：感染防止や三密を避けるために必要な経費、オンライン開催に取り組むために必要な経費等）の助成。

また、「地域の幸せ」づくりを進めるサロンを、今年（令和3年4月1日から令和3年12月31日までに）新たに立ち上げる費用の助成。

(2) 「ご近所助け合い型サロン（絆サロン）」助成金（基本額＋選択事業費助成）

現在運営している地域交流型サロンにおいて、地域における生活上の気になることを解決するためのサロン活動（プログラム）に取り組むために必要な経費の助成。

また、地域における生活上の気になることを解決するためのサロンを、今年（令和3年4月1日から令和3年12月31日までに）新たに立ち上げるために必要な費用の助成。

「ご近所助け合い型サロン（絆サロン）」 20の選択事業（絆アクション）

高齢者を対象とした取り組み ①体力維持や健康づくりのための体操等 ②認知症予防の為に能力維持・向上のプログラム ③独居高齢者への配食・会食への取り組み	障がい者を対象とした取り組み ④障がい者との交流や社会参加プログラム
--	---------------------------------------

<p>子育て世代を対象とした取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤親子で季節の行事や調理など一緒に行うプログラム ⑥子育て世代のリフレッシュを目的とした活動 <p>生活を支える取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦関係機関と連携した生活や福祉相談のプログラム ⑧生活困窮世帯への支援活動 <p>災害時支え合いや被災者への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑨東日本大震災や関東・東北豪雨の被災者支援活動 ⑩災害時の一時避難所機能の整備 <p>地域おこしや住民交流のための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑪お祭りや文化伝承活動 ⑫多世代交流型プログラム 	<p>コロナ禍でのつながりづくりのための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑬見守りを目的とした訪問活動 ⑭オンラインでのプログラム実施 ⑮スマートフォン等の使い方講座の開催 <p>子どもを育む取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑯休日・下校後等の子どもの居場所の設置 ⑰子どもの学習支援やお話の会などの開催 ⑱子ども食堂への取り組み <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑲引きこもりがちな方の居場所や社会参加のためのプログラム ⑳サロン参加・閉じこもり防止のための移動手手段確保の取り組み
---	--

4 助成対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施する活動を対象とします。
 ※新規で活動を開始する場合には、令和3年4月1日から令和3年12月31日までに開始する活動を対象とします。

5 助成の対象経費及び限度額等

(1) 対象経費

活動に直接必要となる以下の経費(費目)とします。

費目	対象となる経費の主な内容等
報償費	講師謝礼、調査及び研究にかかる報償等
旅費	交通費、宿泊費等
消耗品費	消耗品(体温計、消毒液、Web会議用マイクなど)、材料、食料、書籍の購入等
印刷製本費	チラシ・ポスター、資料印刷費等
通信運搬費	手紙等の郵送費や宅配料の費用、Wi-Fi料金等通信運搬にかかる経費等
賃借料	会場使用料、機器(モバイルWi-Fiなど)の賃借料等
備品費	サロン開設及び活動開始の運営上必要と認められた備品(注)の購入
その他	サロン開設及び活動開始の初期投資として認められたもの

(注) 1点2万円以上の備品を購入する場合は「備品」とします。購入備品には、指定のステッカーを貼付し、令和9年3月31日までの廃棄は認めません。

※ 対象とならない経費

団体等の通常の運営にかかる経費(人件費、事務所等の家賃、光熱水費等)
 その他、本会以外からの助成と併せて実施する活動については、その内容を詳しく伺った上で、対象の良否を判断します。

(2) 助成額等

種 別	「地域交流型サロン(ふれあいサロン)」 助成金(基本額)	「ご近所助け合い型サロン(絆サロン)」 助成金(基本額+選択事業費)
助成金の上限	1サロンあたり30,000円	1サロンあたり30,000円 + 1事業あたり5,000円※3事業以内
採択予定数	15カ所程度	5カ所程度

- ① 必要経費が30,000円に満たない場合は、その額を助成額とします。
- ② 助成額は千円単位とし、千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てとします。

6 交付申請方法

- (1) 交付申請を受けようとする団体等は、助成金交付申請書(様式第1号)を、(2)の期限までに郵送又は持参する方法により本会に提出してください。
- (2) 申請期限：令和3年8月26日(木)午後5時まで(本会必着)
※いかなる理由においても、申請期限後の受付は行いません。
- (3) 申請にあたっては、交付の決定を受けた団体等が実施する活動について、本会が作成する活動報告書の作成にご協力をいただくとともに、本会ホームページや広報紙等での紹介、他機関・団体等に情報提供をすることがあることについてご了承ください。
- (4) 提出いただいた書類等はいかなる理由においても返却いたしませんので、提出前に必ずお手元に控えをおとりください。
- (5) 申請書類は、本会や市町村社会福祉協議会等で配布します。また、本会ホームページからダウンロードすることもできますので、ご活用ください。
- (6) 交付申請書に記載された個人情報、審査及び本事業の推進の目的にのみ利用します。

7 審査方法

助成金は、提出書類に基づき次に掲げる審査項目を勘案して選考します。

【審査項目(着眼点)】

- ① **コロナへの対応**： 感染対策、新たな工夫を十分行っているか(行う予定があるか)。
- ② **社会資源の活用**： 地域の人材や身近な建物等を活用した(新たな)活動であるか。
活動拠点の地域(組織)や社会福祉協議会等とつながりがあるか。
- ③ **継続性**： 単発の活動ではなく、継続が期待できる新たな活動であるか。
- ④ **運営者の姿勢**： サロンに対する想いがあるか。運営のための仲間がいるか。相談できる機関・団体・人物がいるか。
- ⑤ **財源の確保**： 独自に財源の確保に努めているか。

8 助成金の交付決定

- (1) 申請書類に基づき「はんどちゃん運動推進委員会」において審査の上、助成の可否を決定します。
- (2) 交付を決定した場合には、助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するとともに、助成金を指定の口座に振り込みます。
- (3) 交付決定は、令和3年10月上旬を予定しております。

9 実績報告書の提出

交付の決定を受けた団体は、事業完了後速やかに、事業実績報告書（様式第3号）を本会に提出してください（実績報告書提出期限：令和4年3月31日）。

10 助成金の返還

（1）助成金に残額が生じたときは、返還していただくことになります。

※ 単年度助成のため、助成金を次年度に繰り越すことはできません。

ただし、助成が決定した場合、申請した事業に係る費用であれば、助成金が入金される前に支払った経費を助成金に振替ることができます。

（2）次の各号に該当すると認めるときは、交付決定を取り消し又は変更し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還することになります。

① 助成金を目的外に使用したとき。

② 前号のほか、この要項に違反した場合、または事業の実施が出来なかったとき。

11 問い合わせ・書類提出先

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 福祉のまちづくり推進部

〒310-8586 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F

電話：029-243-3805 FAX：029-241-1434

（※ 土・日、祝日を除く、午前9時～午後5時）